

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集（パブリックコメント）
について

「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和元年5月10日（金）から6月10日（月）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 概要

中央環境審議会においてとりまとめられた答申を受けて、太陽電池発電所の設置の工事の事業等を法の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）の一部を改正するものです。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集の対象

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の概要

3. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

令和元年5月10日（金）から令和元年6月10日（月）17:00まで
（※郵送の場合は6月10日必着）

(2) 意見提出方法

次の様式により、必要事項を日本語で記入の上、[1]電子政府の総合窓口（e-Gov）
[2]郵送、[3]ファックスのいずれかの方法で提出してください。

<意見提出様式>

宛 先：環境省大臣官房環境影響評価課

件 名：環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案に対する意見

住 所：

氏 名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

職 業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

該当箇所： 頁 行目

意見内容：（該当箇所を明記の上、1箇所当たり100字以内を目安に、できるだけ簡潔に御記載ください。）

(3) 提出先及びお問合せ先

環境省大臣官房環境影響評価課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8236

FAX：03-3581-2697

※ 郵送の場合、封筒に赤字で「環境影響評価法施行令の一部を改正する改正案に対する意見募集について」と記載してください。ファックスの場合は件名を「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載ください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受付いたしかねますのであらかじめ御了承ください。

4. 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

(2) 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

(3) 環境省大臣官房環境影響評価課において配布

(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館25階)

※入館の手続が必要であるため、事前にお電話での御連絡をお願いします。

(注意事項)

- 提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、併せて御了承願います。
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）とFAXや郵送での二重送付はお控えください。
- 御意見の対象となる政令案の該当箇所（項目名及びページ）を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や記入漏れ、意見募集対象以外の御意見等、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。